流産・死産を経験された方、赤ちゃんを亡くされた方へ

大切なお子さまとの死別により、人は悲しみという感情だけでなく、こころと体にさまざまな変化を経験します。この情緒的反応をグリーフ(＝悲嘆)といいます。

流産・死産後の体調は？

流産・死産された多くの方には、頭痛や疲労感など様々な身体的な反応があると言われています。特に、予定日近くの死産となるような場合には、体調が妊娠前の状態に戻るまでには数ヶ月必要です。また、妊娠 12 週以降の流産や死産では、乳汁の分泌がある場合があり、必要に応じて乳汁の分泌を抑える薬を服用します。症状がつづく場合は、医師の診察を受けるようにしましょう。(流産後、約 1 か月後には月経が再開するのが一般的です。)

流産、死産という大きなできごとがストレスとなり、しばらく気分が落ち込むことはごく自然な状態です。

こども家庭センターでは、今のお気持ちが少しでも軽くなるお手伝いができるよう、専門職による支援を行っています。

ご自身のタイミングで、いつでもご相談ください。

(地区の担当保健師よりお声がけさせていただく場合もございます。)



＜相談日時＞

月曜日から金曜日(※祝日・年末年始は除く)

午前９時００分から午後４時３０分

＜相談窓口＞

南アルプス市　こども家庭センター　親子はぐくみ担当

TEL ０５５―２８２―７２５９

給付金申請のご案内

妊婦のための支援給付は

流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額　妊娠認定時に５万円
妊娠していたこどもの人数×５万円

〇対象者

妊娠されていた方（本市に住所を有する者）

※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

〇申請に必要なもの（① または ②）

① 医師の診断書・・・母子健康手帳の交付をされていない方

② 母子健康手帳・・・すでに母子健康手帳の交付を受けた方

〇申請時期

医療機関において、その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

詳細は下記までご連絡ください。

〇申請先

南アルプス市　こども家庭センター　親子はぐくみ担当

〒400-0292　南アルプス市飯野２８０６－１（かがやきセンター １階）

主な受けられる制度について

*妊娠満 12 週(85 日)以降での流産・死産の場合

健康保険に加入されている方

→　**出産育児一時金の支給・出産手当金の支給**（健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、出産の日以前 42 日から出産の翌日以後 56 日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。）

社会保険に加入されている方

→　**産前産後休業期間中の社会保険料の免除制度**

※詳しくは、勤務先、全国健康保険協会、健康保険組合にお問い合わせください。

国民健康保険に加入されている方

→　**出産育児一時金の支給・産前産後期間中の国民年金保険料の免除制度**（届出により、出産予定日または出産日が属する月の前月から４カ月間の国民年金保険料が免除されます。）

※詳しくは、南アルプス市役所 国保年金課(０５５-２８２-７２４８)にお問い合わせください。